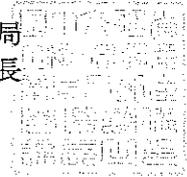


公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局  
不動産市場整備課長



不動産の取引価格情報提供制度等へのご協力をお願い

平素より、国土交通行政の推進につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省では、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に欠かすことのできない適正な地価の形成等を図るため、公示地価の判定や不動産取引価格の情報提供等、様々な土地情報に関する政策を推進しています。これらの施策のためには、不動産取引の実例をできる限り多く収集し、蓄積することが不可欠であることから、平成17年度から、登記情報に基づいて、不動産を取得された方に対して、その取引の価格等に関するアンケート調査を実施しています。

アンケート調査の回答結果を活用する地価公示や不動産取引価格情報提供制度等は、不動産の購入検討者における市場の相場観の醸成に寄与することから、その充実が求められておりますが、そのためには、より多くのアンケート調査の回答を頂く必要があります。

このため、貴団体におかれては、より充実した情報提供の実現のため、会員企業に、以下についてご協力を賜りますよう、周知をお願いいたします。

- (3) 貴団体会員が不動産を取得した際に、アンケート調査票が送付されますので、回答についてできる限りご協力ください。
- (4) 貴団体会員が売り主や仲介者として関与した取引についても、不動産購入者に対して、貴団体会員より本制度等の意義等を周知してください。

なお、以上の参考として、下記の資料を同封いたしますので、ご活用ください。

記

- 1 不動産の取引価格情報提供制度とは（リーフレット）
- 2 不動産取引のアンケート調査ご協力をお願い（土地鑑定委員会及び土地・建設産業局発出）
- 3 土地取引状況調査票（アンケート調査票サンプル）

※なお、皆様からのご回答は、具体的に以下の目的に使用させていただきます。

ご回答の取り扱いにおきましては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法に則って適切に管理し、下記以外の目的には使用いたしません。また、徴税の目的に使用されることもありません。

- (1) 公示地価の判定（全国の標準地における毎年1月1日時点の正常な価格を公表）
- (2) 基準地価の判定（各都道府県の基準地における毎年7月1日時点の正常な価格を公表）
- (3) 不動産取引価格情報の提供（実際に行われた取引の価格を、個人情報保護に留意しながらホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>)で公表)
- (4) その他、公共用地の取得に伴う損失の補償額算定及び毎月国土交通省より公表している不動産価格指数等適正な地価の形成に寄与する調査・研究のための貴重な資料として活用させていただきます。

以上

〈問い合わせ先〉  
国土交通省土地・建設産業局 不動産市場整備課  
企画専門官 渡部  
代表：03-5253-8111（内線：30-232）直通：03-5253-8375

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会  
会員の皆様へ

国土交通省土地・建設産業局  
不動産市場整備課

不動産の取引価格情報提供制度等へのご協力をお願い

平素より、国土交通行政の推進につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
国土交通省では、登記情報に基づいて、不動産を取得された方に対して、その取引の価格等に関するアンケート調査を実施しています。

アンケート調査の回答結果は地価公示や不動産取引価格情報提供制度等に活用させて頂いており、こうした土地情報は、不動産の購入検討者等における市場の相場観の醸成に寄与するものとなっておりますが、できるだけ多くのアンケート回答を頂くことで、より充実した土地情報を消費者や市場関係者の皆様に提供することができます。

このため、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、以下の2点について、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- ① 貴社が不動産を購入された際には、アンケートの回答についてできる限りご協力ください。
- ② 貴社が売り主や仲介者として関与した取引について、不動産購入者に対して、可能な範囲でアンケートやウェブサイト (<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>) のことを周知してください。

〈問い合わせ先〉

国土交通省土地・建設産業局 不動産市場整備課

企画専門官 渡部

代表：03-5253-8111（内線：30-232）直通：03-5253-8375

\*\*\*\*\*不動産購入相談からアンケートまでの流れ\*\*\*\*\*

